

参考　＜補助対象例＞

1．次世代を担う人材育成の促進	
・外国人教員の雇用・講師の派遣契約	
・国際交流の推進	
・AIの基礎となるプログラミング実習授業の実施	
・数理・データサイエンスに関する授業の実施（高等教育で実施するリテラシーレベルへの導入等）	
2．外国人入学生の受入れのための環境整備	
・外国人生徒受け入れのために必要となる構内サインの設置（礼拝室の設置は対象外）	
・外国人生徒の学生生活や進学相談等に対応するため、通訳やサポート人材等の配置	
3．ICT教育環境の整備推進	
・情報通信技術活用支援員の配置	
・校務支援システムの導入	
・児童生徒が授業で使用するICT教育設備の保守・管理の外部委託またはICT教育設備のリース契約（1人1台端末の整備を除く）	
・フィルタリングソフトやMDM（Mobile Device Management）等の管理ツールの導入	
・全ての教職員（休業中の者を除く）の半数以上を対象としたICTリテラシー研修等の実施	
・児童生徒1人1台端末の整備に係るリース契約	
4．教育相談体制の整備	
・スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー等の雇用・委託	
・不登校の生徒等の教育機会についての支援	
5．職業・ボランティア・文化・健康・食等の教育の推進	
・社会人マナー教育（社会人としてのマナー・エチケットを身につけさせ、人間教育・道徳教育を実施する）	
・農業実習（農法を体験に学ぶとともに、自然と人間の関係のあり方を考える）	
・歌舞伎教室（伝統文化に関する活動の体験・習得）	
・地域企業との連携による商品開発及びイベント	
・茶道・華道・着付け・武道等の日本の伝統文化に関する授業	
・インターアクトクラブ活動（社会奉仕）による地域団体のイベント活動への参加	
・病院・介護福祉施設への介護体験活動	
・保育ボランティアの実施	
・ものづくりコンテストへの参加	
・国外での異文化交流・体験	
・調理実習（食生活を豊かにする）・パンや和菓子、蕎麦等の講習会	
・学校での作物栽培・収穫・調理	

6.安全確保の推進	
・	自転車等に乗る際の事故防止に関する講習、及び交通ルールに関する講習（通学時の事故防止）
・	交通安全指導員の配置(施設警備業務契約等で生徒への交通安全指導を警備員が行っている場合もこちらに該当。)
・	学校防災アドバイザーや元被災者による防災講演会（災害に対する意識を高め、備えをすることの大切さを学ぶ）
・	防災訓練・防災講習を行い、災害発生時の避難経路や避難行動・態度について学習
・	消防署の見学体験
・	スクールバスにおける警備員（ガードマン）等の配置(施設警備業務契約に基づく一般的な警備員の配置は対象外です。)
・	登下校時における交通安全指導員等の人員配置
・	児童生徒への講習会（防犯、防災、交通安全）の実施
・	携帯電話安全教室・薬物に対する講習会の開催
・	地域住民や地域関連機関等との合同防犯訓練の実施

7.特別支援教育に係る活動の充実	
・	特別支援教育士による教職員用の研修・講習の開催（特別支援教育を行う際の注意点等を学び、学校教育の場で実践する）
・	特別支援コーディネーター養成講座への参加
・	生徒向けの特別支援教育についての講習会・ボランティア活動（特別支援に対する意識付けを行う）
・	点字教科書や筆談機の購入（障害を持つ児童・生徒でも不自由なく学べるようにする）※授業で直接使用する教材に限る。
・	特別支援教育支援員等の雇用・専門のアドバイザーとの顧問契約

8.外部人材活用等の推進	
・	芸術の時間にプロの芸術家を招聘
・	部活動の外部指導員を雇用・委託
・	進路指導や進学指導に元教員や民間企業経験者を採用
・	授業サポートの学習指導員

9.教員業務支援員の活用の推進	
・	学習プリントや家庭への配布文書等の各種資料の印刷、配布準備、採点業務の補助、行事等の準備補助や来客対応や電話対応のための人員配置
・	教員が行っている各種データの入力・集計、掲示物の張替、各種資料の整理等の作業のための人員配置
・	教員が行っている教室の消毒作業のための人員配置（学校施設維持管理のための定期的に契約している清掃委託契約は不可）